

退任のご挨拶

中央漁場油濁被害等認定審査会 前委員長
弁護士 瀬尾 信雄

皆様あけましておめでとうございます。

小生は、昭和 52 年、本基金の「中央漁場油濁被害等認定審査会」の委員を拝命し、以後 30 年の永きにわたり同審査会委員として御世話になり、昨年 6 月に退任させて頂いた者であります。このたび、年頭に当たりこれまでのことにつき所感等を述べる機会を与えられましたので、思いつくままに記憶に残ることなどを述べさせていただきます。

一．委員就任の頃

昭和 51 年某月某日、某社の幹部から上記審査会の委員として推薦したいがよいかとのお尋ねがあり、「魚大好き人間」である（「猫またぎ」との異名をとり、小生が魚を食べた後は皿の上に何も残らないので板前さんがわざわざ挨拶に見えることが時々あった）が、それ以外に魚のことは全く知らず、とりわけ魚介類の取引で大損を出した会社の後始末をしたことがあったりしてあまり好印象を持っていなかったのでお断りしたが、本基金の当時の専務理事の前田優さんから懇々と本基金の意義とその必要性を聞かされ、とうとう就任することになってしまった。その後 30 年にもわたり、本基金の御世話になるとは全く思ってもみなかったが、事務局の皆様の暖かい御対応のため、居心地が良かったことと、私が猫型（一旦居付いた家にいつまでも定着する）であったせいか、老齢になったにも拘わらずなかなか抜けられませんでした。今回退任するに先立ち、何べんも退任を申し出たのですが、その都度根廻しに失敗し、結局合計 3 回も本審査会の席上で辞任の挨拶を繰り返すハメになった粗忽者であります。

御高承のとおり、本基金は昭和 50 年 3 月に暫定措置として発足し、その後 52 年 7 月 1 日に現在の制度に移行いたしました。

昭和 40 年代の後半から原因者不明の油濁被害が続発するようになり、我が国の貴重な蛋白源を担う小規模漁業者が一旦油濁漁業被害に遭えば忽ち再起不能に陥る事態を直視せよとの声が高まり、当時の農林省、通商産業省、運輸省等の関係官庁、関係業界間の協議により、上記暫定措置の恒久的制度化を目指して昭和 51 年 10 月に発足した「油濁及び赤潮対策に関する小委員会」（昭和 48 年に自由民主党水産部会内に設置された委員会の再開）で審議された結果、制定されたものでありますが、相当の紆余曲折を経てようやく発足できたものと聞いております。その時の問題となったのは、

- 1．本基金を特別法人として事業を行うような立法化はできないか
 - 2．本基金による漁業被害の救済金の財源をどこに求めるべきか
- という 2 点にありました。

これらの点につき、被害者側に立つ者は、油濁事故の発生可能性のある事業者の全体を汚染可能性集団として漁業被害の救済経費財源を負担させ、また漁場における油濁の防除、清掃については漁業保全という公共的性格にかんがみ、事業者のみならず、国、地方公共団体にもその一部を負担させるべきと主張し、これに対し事業者集団側に立つ者は、そのような損害賠償的処理は法律上の根拠に基づくものではなく到底認められるものではないとして鋭く対立し、結局法制度化はあきらめ、財団法人制度に落ち着いたものと言われております。またその財源負担先についても、被害者の立場に立つ者は、たとえ原因者不明の事故であっても、かかる原因作出の可能性ある事業者の集団は集団そのものの社会的責務として同経費を負担すべきであり、このことは公害健康被害補償法や自動車損害賠償補償法の立法化に照らし当然であると主張し、これに対し事業者側に立つ者は、上記 2 法は人の生命身体に対する補償問題であるが、本問題は単なる経済的損失に対する財産補償の問題であって、両者は次元を異にする上に、油の流出、排出等につき法による処罰がある上に更に同一問題につき国が重ねて罰金的なものを徴収するが如きことは許されないと主張し、対立するにいたったが、最終的には眼の前に続発する漁業被害の早期救済の必要性から、上記三者の懸命の努力により現行制度（その仕組みは本「油濁基金だより」の裏表紙に毎号掲載されている）に落ち着いたものである。

なお、この際述べておきたいのは、本審査会の設立以来現在まで委員を続けて居られる「海の弁護士」成田健治先生である。彼の深い学識と豊富な経験がなければ、到底このような制度がこんなに迅速にバランスのとれた制度として生まれ、かつ立派に育つことはなかったと思う。この紙面を借りて深く感謝の意を表したい。

二．本委員会初期の頃のこと

最初に問題になったのは、漁業被害等の査定方法であった。この基金の支出する救済金は財源上の制約があるため、民法上の因果関係が認められる全範囲（間接損害も含む）補償ではなく、そのうちの一部に留まる「救済金」とせざるを得ないものであった。そして続いてその線引きを、一体何を根拠に、どこまで、どうするのかということが問題となった。何回も本基金の中に設けられた専門委員会が開かれ、時には大学の法学部教授等にも出席して頂いてその御力を貸して頂き、議論を重ねた末に現在の姿に落ち着いたものである。

これらの経過により積み上げられていた成果が整備されて「業務方法書」に結実し、これに基づきようやく業務が軌道に乗り始めた。たとえば生産物の海苔の損害の大部分が救済されることになり、油濁汚染で被害を受けた海苔養殖業者等の事業再起が可能となった。

そしてその結果、汚染海苔の市場流出が防げることとなり、買い叩きや風評価格下落等の弊害も激減したと言われている。このようなことは他の漁業被害についても同じ効果をもたらした。また、防除清掃事業についても栽培漁業等を行う沿岸漁業の安定的発展に大いに貢献したものだといえると思う。

三．本委員会の作業が軌道に乗ってからのこと

おそらく事務局の配慮によるものだったと思うが、年に1~2回現地審査会が開かれるようになった。委員の中には魚の専門家も多かったが、魚に全く素人の小生の如き上記財源拠出者グループ推薦の人達も居るので、このようなプランはそれらの者のための現地における実地勉強会のつもりだったのではないか。一泊又は二泊位の旅行だが、本当に楽しく中身の濃い思い出ばかりである。物見遊山ではないから、漁業関係施設の見学、漁業関係者からのレクチャーが主体となる。海苔が如何にして種子の時代から食卓に上るようになるのか、およそ考えたこともなかった小生にとっては、びっくりすることばかりであった。多分十数回の現地審査会に出席したと思うが、もう大部分が忘却の彼方にある。その中で今でも心に刻みつけられている鮮明な思い出を2,3述べておきたい。

1．小生が夜宿を抜け出して怪しげなところに外泊したと疑われたこと

大体漁業被害発生地は、繁華な大都市から遠く離れたところであるから、宿泊する旅館も辺鄙なところが多く、繁華街までタクシーを飛ばさなければならないところになることが多い。ある時、二人部屋での相棒が先に寝たものの、襖も振動するような大いびきをかいたので到底眠れず、夜陰秘かにふとんを抱えて宴会場の大広間に行き、残っていた酒を飲み干して一人で寝てしまったが、翌日、起きてみたら同行者の誰も宿にいない。よく考えてみたら今朝早く船に乗って網を上げるのを見学に行く予定だったので、同行者らは小生を探して大騒ぎとなったようだが、とうとう発見できず、結局「あいつは深夜こっそり宿を抜けだし、タクシーを飛ばして歓楽街まで出かけ、外泊してしまったに違いない」との汚名を着せられて置いてきぼりにされ、その後いくら弁明してもひやかされるばかりだったことを思い出した。

2．船に酔いそうになったときのこと

漁場の見学の際に波が高く船酔いになり始めた。その時、委員の一人が小生に対し「こんな波など静かなものだ。私は大学の農学部を出て、しばらく鮭鱒漁業の監督官をしていたが、北洋の冬の嵐の吹き荒れる中で、何もすることがないから船室で法律の本を読んで勉強をした。そして陸に上がって司法試験を受け弁護士になった」と話してくれたことがある。如何にも豪快な海の男という印象の方で深く尊敬をしていたが、残念ながら40代の若さで病死された。なお、その後は事務局の方から漁業被害の発生の都度、一緒に被害状況の調査に行きませんかと誘われることがあっても、その都度行程中に船便が入っているときは、なんとか理屈をひねり出して絶対に参加しなかった。

3．竹富島のこと

石垣島の漁業被害状況調査を含む現地審査会の時、粗忽者の小生は一時間集合時刻を間違えて予定の飛行機に乗り損ねた。空港で「今飛行機が出たばかりです」と言われたときは血の気が引いた。空港の係員が気の毒がって親切にスケジュールを

調整してくれたので、別会社の便で那覇空港での乗り継ぎ便の待ち合わせ時間にぴったり合わせてめでたく合流でき、「緊急の用事が生じたので…」などと弁解、謝罪したが、誰もこれを信用しているような顔をしていた者はなかった。

そのときは帰りに同行委員と別れ、一人もう一泊して竹富島へ行った。どんな島か全く知識がなかったが、名前に魅せられ、何か良いことがありそうな気がして船に乗った。着いたら、御伽の島のような異国情緒あふれる可愛い島で、水牛の引く荷車に乗ってゆったりゆったり島内を一周した。「あそこで今畑仕事をしている男の人は105歳です」などと説明する御者の話は浮世離れしていた。日の出とともに起き、日没すれば即ち寝るという時計なしの生活の中で、唯静かな時間が緩やかに、亦ゆるやかに流れてゆくのみという感触が何とも心地よくて、これが島人達の長寿の秘訣なのだなと感激したことを思い出す。

4．かんつめ節のこと

現地審査会が奄美大島で開催されたときのこと。どんな機会だったか忘れてしまったが、島の人から悲しい話を聞かされたことがある。それは、昔「かんつめ」という女性が豪農のもとに買われ一生働かされる農奴の運命にあったが、彼女は加那という男と恋仲になった。二人の仲は主人夫婦に許されるわけではなく、最後にかんつめは世をはかなんで自殺したというものであり、そのかんつめがよく歌っていた島唄が「かんつめ節」という歌として残ったという。「夕べまで一緒に歌って遊んだかんつめ姉さんが、その翌日の夜には後生（あの世）への道を、御袖を振り振り行くよ」というもので、そのような歴史のあったという部落では、どんな要望があっても、この唄だけは誰も部落内では歌わないとのことだった。

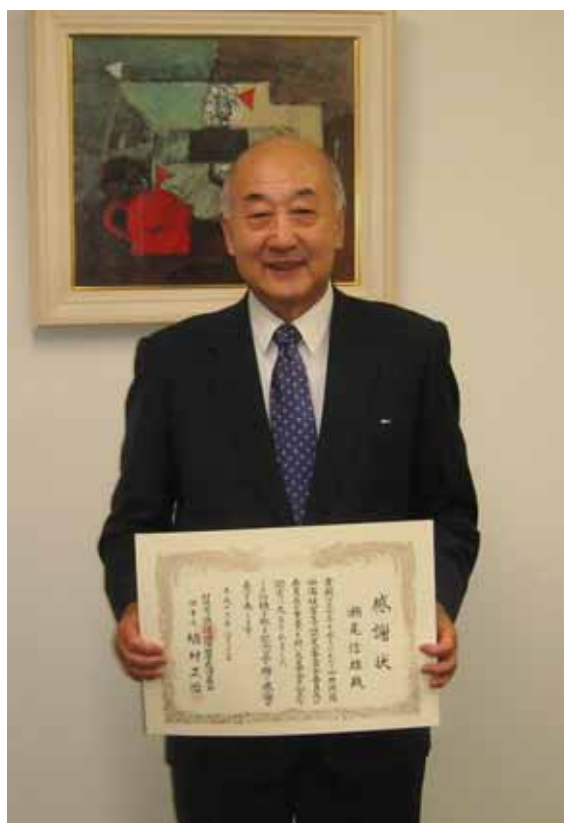
小生の友人で奄美大島大好き人間が居り、毎年訪れているので、島に行くことがあったら是非そのCDを探してくれと頼んだ。やっと見つけてくれたその曲は、むせぶが如く、泣く如く、恨むが如く、地を這って流れゆき、寒気立つような曲だった。それを聞いた友人は、このようなことまで知っている小生をいたく尊敬するにいたったことは言うまでもない。

このように思い出を語ればキリがない。いずれ、それらの思い出は私にとっての竜宮城になるだろうと思う。このような未知の世界に導いて下さった歴代の事務局の方や、本委員会委員の皆様にご心から感謝申し上げる次第である。

四．おわりに

最近本審査会で審議する漁業被害等が激減している。まことに慶賀すべきことである。しかし、一旦景気が減速し始めるとき、最初の経費削減策は廃棄処理費用であろう。とりわけ夜間の海上での廃油等の不法投棄はなされ易い。我々はその時の危険に予め備えて、オイルボール等のもたらず被害の恐ろしさ、漁業被害に苦しむ小規模漁業者の悲惨な実態等を周知徹底せしめるとともに、そのような不祥事がないよう倫理の高揚を訴え続けると

ともに、万一発生してしまった油濁被害の拡大防止策の進歩に深く思いを致し、研究を続行すべきである。このような仕事はこれまで漁業被害の実態を永年見つめ続け、漁民とともに苦楽をともにしてきた漁協の皆様や本基金、本審査会の関係者が一致協力して関係官庁の指導のもとに行われなければ出来ないものである。本委員会のますますの御隆盛と皆々様の御健勝を祈念する次第である。



30有余年の長きにわたって中央漁場油濁等認定審査会委員及び委員長を務められていました弁護士瀬尾信雄委員は平成19年6月末をもって任期を終了されました。当基金では委員の長年にわたるご尽力に対して感謝状とささやかな記念品を贈呈しました。